

市民相談(10月分)

祝日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場 市役所1階市民相談室101・102

問 広報広聴課

TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地
建物の賃借問題など

▼弁護士※予

(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予

(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの
登記、供託・測量・境界・分筆など

▼司法書士・土地家屋調査士※予

(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税
など

▼税理士※予

(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約
書の作成など

▼行政書士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動
産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前
(休日の時は翌開庁日)13:00から電
話受付

行政相談・・・国などの行政に対する
要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

行政と暮らしの一日相談所
相続や登記、税金、年金など日常生
活で生じるさまざまな悩みごと、国な

行政と暮らしの一日相談所

TEL 06・6992・1356

備 当日受付
問 広報広聴課

場 南部エリアコミュニティセンター会
議室3

時 10月18日(金)午後1時30分~4時
注 1月から3月の間は除く。

特設行政相談所を開設
10月7日(月)~13日(日)は「行政相
談週間」
毎日の暮らしの中で、国の仕事や手
続きについて「困った」「納得できな
い」「もっと詳しく知りたい」などの相
談ことはありませんか。

本市でも、特設行政相談所を開設し
ますので、気軽に相談してください。

10月7日(月)~13日(日)は「行政相
談週間」
毎日の暮らしの中で、国の仕事や手
続きについて「困った」「納得できな
い」「もっと詳しく知りたい」などの相
談ことはありませんか。

特設行政相談所を開設

ひとり親家庭医療証の変更
市は、ひとり親家庭の人を対象に医
療費の一部を助成しています。現在、
対象者に交付している医療証は、10月
31日(木)が有効期限です。
引き続き受給資格がある人は、新医
療証(浅葱色)を有効期限までに郵送し
ます。

ひとり親家庭医療証の変更

TEL 06・6941・8358

問 近畿管区行政評価局

場 枚方市市民会館1階集会室

予 法律相談(弁護士)は予約制(先着12
人)10月10日(木)午前9時より受付
用)

時 10月19日(土)午後1時30分~4時30
分

どの行政に対する意見要望などについ
て専用の相談担当者が相談に応じます。

問 専門真稅務署

注 1月から3月の間は除く。

事前予約の対象
▽還付手続きなどの確定申告
▽修正申告・更正の請求
▽その他個別相談

これら相談などについては、前日
までに電話などで相談日時などを予約
し、来署してください。予約がない場
合は予約の上、後日来署していただ
くこととなりますのでご注意ください。

10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

門真稅務署からのお知らせ
10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

事前予約の対象
▽還付手続きなどの確定申告
▽修正申告・更正の請求
▽その他個別相談

これら相談などについては、前日
までに電話などで相談日時などを予約
し、来署してください。予約がない場
合は予約の上、後日来署していただ
くこととなりますのでご注意ください。

10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

門真稅務署からのお知らせ
10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

事前予約の対象
▽還付手続きなどの確定申告
▽修正申告・更正の請求
▽その他個別相談

これら相談などについては、前日
までに電話などで相談日時などを予約
し、来署してください。予約がない場
合は予約の上、後日来署していただ
くこととなりますのでご注意ください。

10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

門真稅務署からのお知らせ
10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

事前予約の対象
▽還付手続きなどの確定申告
▽修正申告・更正の請求
▽その他個別相談

これら相談などについては、前日
までに電話などで相談日時などを予約
し、来署してください。予約がない場
合は予約の上、後日来署していただ
くこととなりますのでご注意ください。

10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

門真稅務署からのお知らせ
10月1日(火)から稅務署での面接相
談は、事前予約が必要となります。

事前予約の対象
▽還付手続きなどの確定申告
▽修正申告・更正の請求
▽その他個別相談

廃車手続きは
毎年3月31日までに

TEL 06・6909・0181
自動車音声案内に従い「2」を選択し、
事前予約の旨を伝えてください。

地方稅共通納稅システム

また、10月31日(木)は、個人市民稅・
府市民稅(普通徵收分)の第3期分の納稅
限です。

納稅限までに近くの金融機関やコン
ビニなどで納付をお願いします。なお、
口座振替(自動払込)を利用している人
は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず
納付が無い場合、財産(不動産・預金・
給与など)に対し差し押さえ、公売な
どを行っていくこととなりますので、
納稅限内での納付を必ずお願いします。
病気や失業などの理由で納付が困難
な場合は、納稅限までに納稅課まで連
絡してください。

問 納稅課
TEL 06・6992・1852~185
4

第10回守口市読書感想文発表会
市では、学び力向上の手立てのひとつ
として、子どもの読書活動を進める
さまざまな取り組みを行っています。
その成果を発表会でご覧ください。

内 青少年読書感想文全国コンクール大
阪審査会へ送付する作品を書いた市
内小・中・義務教育学校在籍の児童・
生徒による発表

時 10月19日(土)午前10時
場 市役所1階大会議室
申 問 学校教育課
TEL 06・6995・3151

11月1日(金)からは、必ず新医療証
を医療機関の窓口に表示してください。
新医療証が届かない、記載内容に誤
りがある場合や、受給資格のある人で
医療証を持っていない人(未申請者)は
連絡してください。

受給資格
国民健康保険または各種社会保険の
加入者で、次の資格要件に該当する人
資格要件
▽18歳に達する日以降の最初の3月31
日までの母子・父子家庭、両親がい
ない子
▽右記の児童を養育している母・父・養
育者

備 0歳~中学校卒業までは、入院中の
食事代を子ども医療で助成します。
注 受給資格には所得制限などあり。
問 子育て支援課
TEL 06・6992・1647

市稅の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病
氣・失業などで市稅を納付できない
人は利用してください。
時 10月27日(日)9:00~13:00
場 問 納稅課
TEL 06-6992-1852~1854

例月出納検査の結果

7月分例月出納検査は、8月23日に、
高瀬久美子、久保篤彦、立住雅彦の各
監査委員によって行われ、正確である
ことが認められました。
問 監査委員事務局
TEL 06・6992・1795

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給など
に関することや、本当に生活に困窮しているにも関
わらず、市に相談していない人の情報を受け
付け、その情報をもとに独自に調査を行います。
提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者
の個人情報厳守します。
市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次の情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取する
など、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない